

「極域科学振興募金」への寄附に係る税制上の優遇措置(日本国内居住者)のご案内
(2017年2月現在)

当機構(情報・システム研究機構)へのご寄附に対しましては、税制上の優遇措置が受けられます。別途お送りする領収書を控除証明書として、確定申告書に添付し、所轄税務署へご提出ください。

【個人からのご寄附の場合】

○所得税

寄附金額(その年の総所得金額の40%を上限)から2千円を引いた額が、所得税の課税所得金額から控除されます。

○個人住民税

お住まいの都道府県・市区町村が条例で当機構を寄附金税額控除の対象として指定している場合、総所得金額等の30%を上限とする寄附金額について、下記の通り翌年の個人住民税額から控除されます。

都道府県が指定した寄附金＝(寄附金額－2千円)×4%

(当機構への寄附金は東京都の条例が指定した寄附金となります)

市区町村が指定した寄附金＝(寄附金額－2千円)×6%

※都道府県・市区町村の双方が指定している場合、10%となります。

※住民税控除が受けられるかどうかは、お住まいの市区町村の住民税担当部署へお問い合わせ下さい。

【優遇措置を受けるための手続きについて】

所得税の確定申告書を所轄の税務署へ提出を行うことにより、「所得税の寄附金控除」及び「住民税の寄附金税額控除」の双方の適用が受けられます。

なお、所得税の確定申告書を提出されない給与所得者又は年金所得者で、「住民税の寄附金税額控除」の適用のみを受けようとされる方は、寄附をされた翌年の1月1日現在にお住まいの市区町村へ申告を行って下さい。

いずれの場合も「当機構が発行する領収証」が必要となりますので、ご注意願います。